



働くもののいのちと健康を守る
全国センター
JCHS

全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：仲野 智
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

韓国でも過労死防止のための運動を

「日本の過労死防止法の制定に関する講演会」に参加して

「いの健」全国センターと親交のある、韓国・労働環境健康科学研究所所長のイム・サンヒョク医師より、日本の過労死防止法制定についての講演会に招待をいただき、過労死防止全国センターの森岡孝二、寺西笑子共同代表、弁護士の岩城稯事務局長が参加しました。

講演会は、9月19日、ソウル弁護士会館で行われました。主催はソウル地方弁護士会人権委員会・民主社会のための弁護士会の労働委員会・労働環境健康研究所の3団体です。コ・ユンドク弁護士の挨拶で始まり、「韓国でも過労死が起こるのは生産現場だけではなくてきている。政労使会議は勤務時間を年間1800時間に短縮する努力に合意したが進んでいない。韓国でも過労死を減らすよう国家が管理すべきという意見が出ている。日本では過労死防止法がすでに施行されている。今日は法制定に関わった方々に来ていただいた」と紹介しました。

韓国・日本それぞれから報告

最初に森岡代表から「日本の労働時間と過労死」について現状を報告。岩城弁護士からは「過労死防止法と過労死防止対策大綱」について運動の経過や教訓を解説し、最後に私から「過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題」について、遺族の思いを話しました。

次に、韓国側から民弁事務局長チョン・ビョンウ弁護士から最近出された大法院の3つの判例報告、イム・サンヒョク医師からの事例報告のあと「3人の話を聴いて日本の過労死防止法が素晴らしい法律であることがわかった。韓国と日本は似ている。日本の皆さんと一緒に社会に警鐘を鳴らして過労死防止の運動をしていきたい」と発言がありました。

「長時間労働と労災」- パネルディスカッション

続いて報告者によるパネルディスカッションがおこなわれ、長時間労働と労災認定について、「韓国は残業代を貰うために自ら進んで長時間労働をする



左から森岡、岩城、寺西、チョン・ビョンウ、イム・サンヒョク各氏

が、日本では残業代が払われないのに長時間労働をしている」との疑問が出されました。日本ではサービス残業が横行し、労働時間記録がなされず労災認定の際、立証困難な実情を話しました。また韓国では労災認定だけで終わり、民事訴訟はしないことが多いことを知りました。約30人の参加でしたが、防止法について熱心に聞いてくださり、学び合える意見交流になりました。

講演会の前夜、歓迎会に招かれイム医師とは九州セミナーでお会いしていたこと、二酸化酸素問題で京都に来られたことなどが分かりました。当日終了後の懇親会でも、交流が深まり、森岡代表から来年は過労死防止学会へ韓国から参加いただくことが提案され、継続的な交流と連携を誓い合いました。

(全国過労死を考える家族の会 寺西笑子)

〈今月号の記事〉

「戦争法」に関する声明／第5回理事会	2面
安全衛生活動の交流 国公労連	3面
各地・各団体 東北ブロック／神奈川／医労連 ／東京自治労連／北海道／広島／大阪	4～6面
労働法制中連総会／アスベスト調査レクチャー	7面
学校現場における業務改善のためのガイドライン	8面

声明

「戦争法」廃止に力を結集しよう

2015年10月3日 働くもののいのちと健康を守る全国センター理事会

安倍政権は9月19日未明、全国から沸き上がる憲法違反の安保法制に反対する声を無視して、参議院本会議で安全保障関連法案(戦争法案)を強行採決した。働くもののいのちと健康を守る全国センター(以下、いの健全国センター)は、「平和を希求する国民の声を踏みにじる暴挙だ」として、満身の怒りを持って強く抗議する。

「戦争法案絶対廃案!」「9条壊すな!」の声は全国津々浦々に広がった。若者が全国で立ち上がったのをはじめ、若いママパパ、中高年、学者・研究者など、世代・階層・立場を超えた多くの人たちが、主権者として「今声を上げなければ」と自覚的・自発的・主体的に立ち上がった。8月30日の12万人による国会包囲をはじめ、連日国会前には多くの人が集まり、暴走する安倍政権と与党への大きな壁となり、国民的な世論と運動があと一步のところまで追いつめた。にもかかわらず、時の政権の勝手な判断で、戦後70年かけて積み上げてきた憲法解釈を勝手に変える暴挙は、立憲主義の破壊であり、圧倒的な国民世論を無視した強行可決は民主主義の破壊である。断じて許すことはできない。

国際労働機関(ILO)は、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」

とし、戦争を回避するために、労働者が健康で生活することができる賃金と労働



(ディーセントワーク)を実現する必要性を訴えている。

一方、戦争ほど働くもののいのちと健康を危険にさらすものはない。政府の行為によって再び戦争の惨禍を起させないためにも、いの健全国センターに集う方々に心から呼びかける。「戦争法」廃止に力を結集しよう。

安保法制に反対する大きなうねりは、国民一人ひとりを主権者として立ち上がらせた。社会が歴史が大きく動こうとしている今、歴史の歯車を動かすのに観客席にはいけない。グラウンドに出て歯車を回す一員になる。そんな運動を、私たちのいの健全国センターも大きくつくろうではないか。

来年2月に震災から5年の学習会開催を確認

「いの健」全国センター第5回理事会

第5回全国センター理事会が、10月3～4日に平和と労働センターで開催されました。

3日は、①安保法制に対する「いの健」全国センターの声明、②アスベスト対策委員会の国交省レクチャーの報告、③中央労安学校の準備状況、④延期になっていた「安全シンポ」の12月23日開催、⑤震災から5年の学習会の開催(2016年2月11日・東京)について。

震災学習会の内容は原発事故と労働者の健康問題を中心に準備し、他の団体が準備する震災関連の行事と調整しながら進めていくことなどを確認しました。

4日は、第18回総会に向けて、①運動のまとめと活動方針(案)に対する討議、②総会に向けて係争事案の調査を行う、③来年度の役員選出について協議、④大会諸役員を、議長:自治労連・京都センター、資格審査委員:生協労連、東京センター、高島事務局次長、議事運営委員:建交労、愛知センター、山本理事に要請すること、⑤代議員選出基準は

例年どおりとすることを確認しました。また、「いの健」賞について協議する基金運営委員会を開催することも確認しました。その際、地方センターや団体推薦を受け付けられないか意見が出され討議をしました。「いの健」賞については、「全国の運動に貢献した取り組みについて表彰している。推薦を受けた場合、すべてを表彰することもできないこともある。選考基準など十分に時間を掛けて協議した方がいい」などの意見が出されました。

各地の状況交流で、「行政が労災と認定しても事業所が不服とし行政訴訟を起こす例が増えてきており裁判所も受け付けている。労災申請のブレーキにつながる危険もあり、経営法曹の動向などを情報収集・分析すべきではないか」との意見や「過労自死の認定闘争と併せて保険会社との保険金の支払い裁判になるケースが発生している。自殺免責で保険金が支払われないと収入がなくなり生活できない。保険会社との交渉をどうしているか」など、直面している事例についての意見交換を行いました。

シリーズ 安全衛生活動の交流

第39回

日本国家公務員労働組合連合会

「朝型勤務」は、何のための制度だったのか？

「ゆう活」に関する実態アンケート調査を実施

政府・内閣人事局は6月26日、国公労連の強い反対にもかかわらず、国家公務員における「夏の生活スタイル変革」の一環として、7～8月に勤務時間を1時間から2時間前倒しする「朝型勤務と早期退庁の勤奨」（通称「ゆう活」）の実施を決定しました。霞ヶ関の中央官庁では8割弱が実施し、ハローワークや法務局、税務署など窓口業務があり勤務時間を前倒しできない職場が実施を見送ったため、全体では4割、約22万人が対象となりました。

職員の問題は、国民生活への悪影響も

定員削減により業務実施体制の維持すら困難となってきた中で、実効ある超過勤務縮減や業務量の見直し方策も示されないまま、「ゆう活」という勤務時間の「弾力化」だけを行えば、業務実施体制に支障が生じるばかりか、職員の生活や健康への問題が生じます。また、公務職場での業務への支障は、公務・公共サービスの低下に直結するものであり、国民生活への悪影響すら危惧されます。

国公労連は、政府の提案以降、窓口業務や国会対応など公務職場の実情から実施は困難であり単なる労働強化につながる危険性が高いと一貫して反対してきました。しかし、内閣人事局はこうした意見を無視し、各府省の了解をとりつけ実施することを決めるとしたため、国公労連は制度変更を伴わないとはいえ労働条件の変更を使用者が一方的に実施することに抗議するとともに、労働条件の変更は労使合意が不可欠であり、

強制しないことを追及してきました。その結果、内閣人事局は、各単組からの追及もあり、当初の前のめりの姿勢を改め、定時退庁を原則とすることや職員の退庁等に配慮した柔軟な運用を行うよう各府省に連絡しました。各単組は、実施に当たり各府省当局と交渉を重ね、窓口業務を伴う出先機関

省	庁	1時半点灯率
厚生労働省		60%
経産省		37%
財務省		33%
総務省		33%
文科省		24%
外務省		22%
人事院		3%
農林省		2%
法務省		1%
裁判所		0%

霞ヶ関中央官庁の点灯率
午前1時半時点
(2012.2 全厚生本省支部調べ)



などでの実施を必要最小限度の対応に留めるなどの成果を上げています。

定時に帰れない

内閣人事局が、2ヵ月の間に3回行った「中間フォローアップ」の結果でも、「早朝出勤実施者の定時退庁割合…約65%（3回平均）」となっており、約3分の1の職員は定時退庁できていない状況です。

「ゆう活」を行った職員からは、「定時に退庁でき、夕方を有効に使えた」などの意見もある一方、「朝5時台に電車に乗る必要がある。毎日だとつらい」「交通機関が未発達な地域では困難」「定時に帰れるといわれているが、業務量から見ても残業しなくてはならない状況であり、帰れていない」「生活習慣が乱れた」「通常の勤務日にしわ寄せが来た」「早朝は仕事相手の事務所が開いていないため仕事がかどらない」などの声が上がっています。

政府が6月30日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2015（新成長戦略）では、「夏の生活スタイル変革」を国民運動として展開し、国家公務員の率先実施と民間企業や地方公務員への普及などが盛り込まれています。また、「ゆう活」は働き方改革であり、今年だけのとりくみではないとしています。

国公労連は、次年度以降の実施や民間、地方への波及を許さないために、現在、「ゆう活」実施の感想や生じた問題点について職場の率直な意見をとりまとめるためアンケート調査を実施しています。そして、このアンケート結果を基に、問題点の把握、検証を行い、政府への追及を強め、社会的にも告発することとしています。

アンケート結果等については、後日お知らせします。
(国公労連 橋本恵美子)

各地・各団体のとりくみ

**東北
ブロック**

115人が被災地岩手につどう

東北セミナー in 岩手・花巻

第11回働くもののいのちと健康を守る東北セミナー in 岩手・花巻が、10月3～4日に、東日本大震災被災県の岩手県花巻温泉で開催され、115人が参加しました。岩手労働局の後援を受け、オール岩手で当選した県知事からはメッセージが寄せられました。岩手センターの幅広い取り組みの成果であると感じました。

開会集会では、岩手センターの尾形文智理事長の開会あいさつ、宮城センターの芳賀直事務局長から基調報告があり、「戦争法案廃案」「労働法制緩和」のたたかいで広がった世論に確信を持ち、次のたたかいつながれようと確認しました。

記念講演は、大船渡市越喜来診療所^{おきらい}所長、大船渡市役所嘱託産業医の佐々木道夫医師から、「被災地住民、及び自治体労働者の健康状況について」の話がありました。地域で唯一の医療機関である診療所の被災直後からの住民の健康を守る取り組みと現在の住民の健康の状況については、仮設住まいの長期化による精神的な疾患の増加が増えているとの報告。また、自治体労働者の健康は、岩手県内の被災

自治体においては、長期休業者の増加、早期退職者の増加が顕著であると報告。大船渡市役所では、労安活動の一環として「保健室」が設置され、多くの職員に利用されて健康の維持に貢献していることが報告されました。



感想文には、被災地以外の参加者から「復興は確実に進んでいるものと思っていたが、そうではないとわかって衝撃でした」などがありました。

5つの分科会は(1)働き過ぎと健康(2)メンタルヘルスとパワハラ・いじめ(3)職場の労安活動を生き生きと(4)女性の働き方と健康問題(5)被災地の労働者・住民の健康の5つのテーマで活発な学習と交流が行われました(写真)。

夜の交流会は、岩手のおいしい食べ物とお酒で賑やかに交流し、終了後は、津軽三味線の演奏も堪能。

次年度は宮城県での開催を確認しました。

(宮城県センター 芳賀 直)

神奈川

二度と過労死のない社会を

過労死・過労自殺問題交流会

9月19日、「過労死・過労自殺問題交流会」を開き26人が参加しました(写真)。開会あいさつで神奈川センター菊谷事務局長は「今朝未明に戦争法案が国会で強行。強く抗議したい。国民のいのちと安全を守ることは焦眉の課題」と訴えました。

「過労社会～労働時間の規制緩和がもたらすもの」と題して東京新聞中沢記者が講演を行いました。講演では「36協定で残業の上限時間を月80時間の過労死ライン以上に定めている企業が多い」と告発。

「過労死等防止法が国の法律として制定された。一方で残業代ゼロ法案を提出。長時間労働を撲滅する気がない」と指摘。「人件費を下げて利益を得る思惑がはっきりしている」。残業代ゼロ法案は継続審議となり、中沢さんは「これからが大事な時です」と訴えました。また、質問に応え「過労死は特別な人ではない。その回りに何千、何万の人がいることを自覚すべき。自分たちのこととして受け止めてほしい。労働安全衛生法を労働組合として頑張ること」

など期待を寄せました。

続けて、「渡辺航太過労事故死」について、母淳子さんは「死ぬために働くことがあってはならない。法整備で若者が安心して働ける社会を」と涙ながらに話しました。過労死家族の会中原のり子さんは「二度と過労死のない社会を」と呼びかけ、堤浩一郎弁護士は「20歳の青年の首つり自殺。背景に32時間連続勤務、深夜ワンオペ(1人勤務)がある」と労働実態を報告。参加者からは、「パワハラ・セクハラ相談が多い」「ハローワークの求人票は悪質な内容が多い」「秋闘で労働安全が課題」等の発言がありました。



神奈川センター堀内会長は「異常な働き方はいけない、声をあげていくこと。憲法を暮らしに活かしていくことが大切」と強調しました。

(神奈川センター 稲木健志)

各地・各団体のとりくみ

医労連

職場環境の改善をめざして

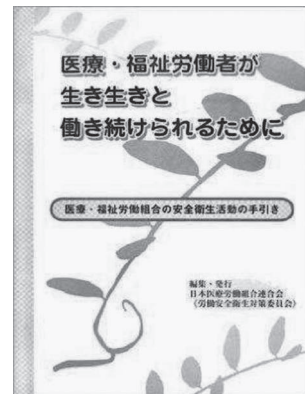
安全衛生活動の手引きを改訂・発行

日本医労連は、労働者のいのちと健康をまもるために全加盟組織に労働安全衛生活動推進を呼びかけています。

2006年に「医療・福祉労働組合の安全衛生活動の手引き」(以降：手引き)を発行・普及し、労安活動の活性化を図りました。この間、健康に働く権利を求める継続的な国民運動によって、いくつかの改善がありました。2007年7月、日本政府はILO187号条約(労働安全衛生の促進的枠組みに関する条約)を批准し、2013年6月には19年ぶりに「職場における腰痛予防対策指針」を改訂。また、2014年6月には「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が成立し、「受動喫煙防止対策」や「心理的な負担の程度を把握するための検査」(ストレスチェック制度)の創設が盛り込まれ、6月25日に公布されています。2014年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行されるなど、労働安全衛生をめぐる一定の改善がおこなわれてきました。

一方でハラスメントの横行や長時間労働の蔓延など、労働者の心身の健康を脅かす状況はますます深刻になっています。にもかかわらず、政府は財界の要望を全面的に受け入れ、厚労省・労働政策審議会での論議も無視した労働法制の大改悪など、働く権利を奪う政策をすすめています。これらは「過労死推進政策」であり、絶対に認められません。若い看護師の過労死・過労自死など、大切ないのちが犠牲になり、そして繰り返されています。抜本的な改善策を講じる必要があります。以上の点から、今日的な状況を追加して「手引き」を改訂、発行しました。日本医労連として、働くなかまが健康でいきいきと働きつづけられる職場環境の改善をめざして、労安活動の強化を図りたいと考えています。

(医労連 瀧川 聡)



東京自治労連

メンタルヘルスを実践的に学ぶ

第14回労働安全衛生活動交流集会

東京自治労連は9月6日、第14回労働安全衛生活動交流集会を開催(写真)。これまでの取り組みの到達点と課題を明らかにし、各単組や分野別の取り組みの前進をはかる事を目的とし、130人が参加しました。

午前中は全体会、午後は5つの分科会と基礎講座に分かれて議論、今後の東京自治労連での労安活動を活発化させる内容となりました。

全体会の基調報告では、労働法制をめぐる危険な動きがある中で、この1年の取り組みと特徴、今後の取り組みの重点について報告。教育と学習の必要性、超過勤務の縮減と不払い残業の根絶に向けた取り組みの強化について強調した上で、何より職場、労働組合で労働安全衛生に取り組むことの大切さが訴えられました。

記念講演は菅谷幸彦氏(東京健生相談支援センター専任相談員)から、「自分のストレス反応に気付く」という内容をもとに、メンタルヘルスのメカニズムを実践的に学びながら、その現状と課題について学習。参加者からは分かりやすい講義で、メンタルヘルスについて今後どう対応していけば良いのか具体的



に理解できたなどの声が数多く寄せられました。

特別報告では墨田区職労から「不払い残業に対する取り組み」の報告がありました。区職労として取り組んだアンケートの結果に基づいた実態が詳しく紹介され、参加した他の単組などでの不払い残業根絶の取り組みの励みとなりました。

午後からは第1分科会「快適職場のメンタルヘルス不全の対応」、第2分科会「保育職場の安全衛生活動」、第3分科会「安全衛生活動の単組・職場交流」、第4分科会「非正規・公務公共関係労働者の安全衛生活動とパワハラ問題」、第5分科会「現業職場の取り組み」の5つの分科会と、基礎講座「安全衛生活動の基礎」のそれぞれの分野、課題ごとに分かれて、さらに深めた議論を行いました。

(東京自治労連 伊藤和巳)

北海道 **過労死を生まない社会づくりを**
2015年北海道セミナー

9月26日、札幌市内で「過労死を生まない社会づくり」をテーマに2015年北海道セミナーを開催、85人が参加しました。



記念講演を行った関西大学名誉教授の森岡孝二氏は「過労死の最大の要因は長時間労働で、近年青年の過労自殺が広がっている。しかし、日本は戦前から労働時間制限を行わず、正社員の16%は年次有給休暇を1日もとっていない」「2000年代に入って過重労働対策を打ち出したが、同時に労働時間の規制緩和を進めて、残業代ゼロ法案を成立させようとしている」と指摘。同時に成立した「過労死等防止対策推進法」を生かしてサービス残業の解消、36協定の指導基準の強化、年休の完全消化などに向けて法制上、財政上の措置を取らせることで過労死をなくす第一歩になると話しました。

弁護士の加藤丈晴氏が「労働法制の動向について」、全労働北海道支部の田口恭平氏が「ストレスチェック制度について」特別報告。午後は4つの分科会で小講演、演題発表と討論が行われました。参加した看護師は「よい職場をつくるためには、自分たちのこと、職場のこと、労働条件のこと、協定や規則、法律のことなどをよく知り、労組や弁護士の力を借りるなどして広く訴えることが大切」と感想を寄せました。(北海道センター 佐藤誠一)

広島 **職場に「いの健」活動家づくりを**
広島センター第12回総会

「いの健」広島センターは9月30日に第12回総会を開催、28人が参加しました。青木克明会長が職場実態を交えて挨拶。重村事務局長が、一年間の活動報告と方針、財政と役員改選の提案を行いました。

今後の重点項目として①労災・職業病に関する裁判などの闘いの勝利をめざす②職場における「いの健活動」の活性化をめざし学習交流を計画する③労働法制破壊ストップの活動を強化する④行政との交渉を取り組むなどの方針を提案。

記念講演では、カウンセラーの西田眞由美さんから「メンタルヘルスとストレスチェック」のテーマで、12月から義務化されるストレスチェックについてチェック表を活用した講義があり、理解を深め

ました。西田さんは「ストレスチェックは万能ではない、限界を理解し総合的なメンタル対策を位置づけ、職場改善を図ることに活用する工夫が大切だ」と指摘しました。役員は全員留任。補充も検討しています。(「いのけん広島だよ」より)

大阪 **現場で起きていることをみんなで考える**
大阪安全センター第23回定期総会

国会では、「戦争法案」が9月19日に参議院で強行可決され、また正社員ゼロの「派遣法大改悪



法案」も強行されるなど、国民や労働者のいのちと暮らしを踏みにじる暴挙が安倍自公政権によって行われ、それらに対する抗議行動が全国で繰り広げられる情勢の下、9月26日に大阪安全センター第23回定期総会が開催され、36人が参加し活動の経過と2016年度運動方針・予算と理事会体制が提案され、承認されました。

記念講演は、「『いの健センター』における担い手づくり・九州での経験を基に」と題して、田村昭彦氏(九州社医研所長・いの健全国センター副理事長)(写真)に、北九州労健連の結成から九州セミナーの開設、働く人びとの健康権の担い手づくりとしての「北九州ROUAN塾」開講のとりくみについて語っていただきました。「現場で起きていることをみんなで考える」、「学び、調査し、行動する」など運動の中でうまれた優れた経験などに多くのヒントをもらいました。

討論では、秋闘で労安活動を中心にした日常活動強化を(JMIU)、金融職場のパワハラにとりくんだ事例(職対連)、職場衛生委員会と「学校のブラック化を考える」等の学習会のとりくみ(堺教組)、役員が講師になっての労安学習会や地震・津波対策強化で行政へ申し入れ(全港湾阪神)、「非正規労働者と有害物質」をテーマにした学習会や職場の有害物質について発信するとりくみ(化学物質と労働者の健康研究会)、石橋労災を勝ち取る意義と化学職場の危険性(化学一般関西地本)、「過労死防止集会」のとりくみと過労死をなくすためにも労働時間の上限規制を求める(過労死防止大阪センター)の7団体から発言がありました。

(大阪センター 鈴木まさよ)

共同を広げ、ディーセントワークを実現しよう

労働法制中央連絡会が総会を開催

全労連、MIC、自由法曹団、女性団体、いの健全国センターなどをつくる労働法制中央連絡会は10月7日、東京労働会館ラパスホールで2015年度総会を開き、24団体・42人が参加しました。過日成立した欠陥だらけの派遣法は抜本改正、労基法改悪法案は廃案、解雇の金銭解決阻止にむけ、引き続き共同を広げたたかっていく決意を固めました。

小越洋之助代表委員（労働総研代表理事）が開会あいさつ。「派遣法は通ってしまったが、中央連絡会としては阻止するために奮闘してきた。安倍首相は新自由主義改革を推し進め、3本の矢が破たんしているのに新しい3本の矢を言い出した。1億総活躍と言うが企業のもうけのために働けということだ。憲法が順守され、基本的人権を保障する世の中にする、ディーセントワークの実現のため共同してがんばっていこう」と呼びかけました。

伊藤圭一事務局長（全労連雇用・労働法制局長）が議案を提案。2015年度の具体的な取り組みとしては、①改悪労働者派遣法を職場に入れさせない取り組み、②労基法・労働時間法制の改悪を止め、労働時間規制強化を勝ち取る取り組み、③解雇の規制緩和を止める取り組み、④ブラック企業根絶・使用者のモラルハザード防止の取り組み、⑤中央連絡会の組織運営の強化について提起しました。

討論では「派遣会社でマネジメントする人と話し



小越代表委員（労働総研代表理事）の開会あいさつ

だが、派遣先に直雇用を依頼するなどありえないと言っていた」（全労働）、「非正規労働者＝構内労働者の組織化のため、ウェットティッシュやマスク、チラシを配って対話している。組織化するには構内労働者の信頼を勝ち取ること。構内労働者のためにかんばっている姿を見せることが重要」（民放労連）、「36協定の特別条項の廃止や条件をつけさせる取り組みをしたい。上限規制と時間短縮を正面に取り上げること、社会的時短闘争とすることが大事」（JMIU）などの発言がありました。

（全労連 高島牧子）

「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（国交省）を活用した取り組みを アスベスト対策委員会 レクチャーを受け懇談

「いの健」全国センターのアスベスト対策委員会は、10月2日、国土交通省の担当者から「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（2014年11月作成）のレクチャーを受け、今後のアスベスト被害予防について意見交換を行いました。

同マニュアルは、主に地方公共団体の建築行政に関わる職員が、民間建築物における石綿の使用実態を把握するためのものとして作成され、アスベスト台帳の整備（基本台帳・調査結果）を呼びかけています。石綿を使用している可能性のある民間建築物は国内に約280万棟あるとされています。そのため、まずは建物の概要を整理した基本台帳を整備し、建築時期や未成年が長く滞在する所など優先順位をつけてアスベストの使用実態を調査することが提案されています。

基本台帳作成は、建築行政情報センターのデータや消防部局が管理する情報、固定資産台帳などから

も活用することができ、作成に係る外部委託費用は国の支援対象事業にもなっています。先進的な自治体の取り組みも紹介されましたが、義務化された制度ではなく、現在、自治体の取り組み状況についてのアンケートを実施中とのことで結果が待たれるところです。

また、作成された台帳がアスベストに関連する部局が必要な連携を図るために、環境省関係、労働安全衛生関係、また災害時への対応など、必要な部署に情報提供するとしています。

委員からは、公共建物についても改めて調査の必要があること、少なくとも優先順位の高いとされた建物については情報公開が必要ではないかということ、吹付建材に対して行う石綿含有調査の助成期間（2017年末まで）を延長することなど、意見・要望を伝えました。今後、自治体への要請など具体化していきます。（全国センター 岡村やよい）

インフォメーション

教職員のメンタルヘルス 負担軽減に積極的な対応を 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を公表

文部科学省は2015年7月27日に「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して」を公表しました。

ご承知のように、教員を対象としたOECD調査(2014年)によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長であり、教員の多忙化が指摘されていました。そのため、精神疾患による休職率は62%に達し負担軽減を図ることは急務の課題でした。

急がれる教職員のメンタルヘルス対策

こうした問題の対策について、文科省は、2013年3月に、「教職員のメンタルヘルスについての最終まとめ」を検討会議の結果として発表し、負担軽減を図るよう求めていました。

これらの問題提起に応え、埼玉県川口市では教職員組合と教育委員会が負担軽減委員会を設け、負担軽減策とスローガンを打ち出しています。このスローガン(あかさたな)は、「あかるい笑顔元気なあいさつ、かたろう話そう相談しよう、ささえ合い助け合うことお互いさま、たよれるベテランやる気の若手、難題難問チームで対応」というもので全国的に大きな反響を呼びました。

中学生が自殺した岩手県の中学校で、教員一人が問題をかかえこまず、「あかさたな」の気持ちで相談をしていたら問題の発生を喰い止めることができたといえます。

先進的な実践例として紹介

今回発表された負担軽減ガイドラインは次の4つの章立てで構成されています。①教職員の業務実態、②業務改善の基本的考え方、③先進的な実践例、④国の支援策。

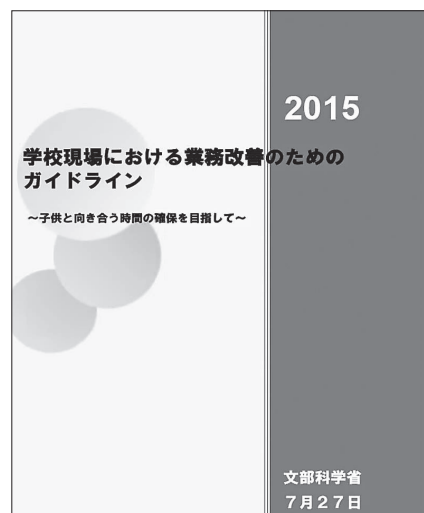
①の業務実態によると、教諭の業務で高位の項目として、次のようなものがあげられています。

- ・行事の計画、運営、後片付け・成績、通知表や指導要録の作成・教材研究、授業の準備・子どもの問題行動の対応(時間外の家来訪問、指導を含む)。

そして特に中学校では「部活動と進路指導」が加わっています。

②の業務改善の基本的考え方では、

- ・校長のリーダーシップによる組織的マネジメント



- ・教員と事務職員等との役割分担の組織による学校づくり・校務の効率化、情報化による働きやすい環境づくり・地域の協働の推進による学校を応援、支援する学校づくり・教育委員会による率先した学校サポートの体制づくりとなっています。

ガイドラインには以前から私達「学校にローアンの風を」で提案していた、地域との連携・共同による支援体制の構築や、専門家(弁護士・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)を活用した学校への支援体制の構築などが先進的な実践例として紹介されています。

積極的に取り組むことを強く求めて

このガイドラインが出された背景には、全教が勤務実態調査をもとに、2005年の改正労働安全衛生法のもと、過重労働対策を訴えてきたことがあげられます。文科省も2007年の「労働安全衛生管理体制の確立を図れ」の全国の教育委員会への通知、パンフレットやリーフレットの発行をつづけてきました。

また、全国的には各県の教育委員会が過重労働対策の研修を、元川口市教組で産業カウンセラーの杉本正男さんを招いて次々に行なっていることもあげられます。全教も2014年1月にILOユネスコ共同委員会に過重労働対策の申立てを行なっています。

本ガイドラインを大いに現場で生かし、教員の過重労働が抜本的に改善されることを願っています。

(公益財団法人社会医学研究センター 村上剛志)